

研究ノート

私立幼稚園における子育て相談の実践と今後の展望 —専門家による子育て相談の実践から—

福田みのり*1

キーワード：幼稚園、子育て支援、子育て相談、専門家

1. はじめに

近年、就学前の子どもや子育て家庭の支援を考える上で、幼稚園や保育制度に関わるいくつかの重大な改革がなされている。特に1990（平成2）年のいわゆる「1.57（合計特殊出生率）ショック」で少子化が広く認識されるようになり、その対策として就労支援のみならず、仕事をしているかどうかに関わらず全ての家庭へ広く子育てに関わる支援を行うことの重要性がさげられるようになった。その中心には、保育所の民営化や保育所・幼稚園の一体化、幼稚園における預かり保育の実施など保育の量的な拡大を行うことで保育所待機児童を減少させること、在宅の子育ても含めた支援とするため、保育所や幼稚園の施設を地域の子育て支援の拠点とすることなどがあった。

このような流れの中で、幼稚園教育要領¹⁾（2008（平成20）年3月改訂）においては、第3章の第2に「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項」とし、「子育て支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力を配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。」とこれまでより具体的に明記している。すなわち、幼稚園が地域における子育て支援の中心的役割を果たすことが求められるようになっている。それを受けて預かり保育、子育て相談、未就園児の保育、園庭開放な

どによる就園前の親子への支援といった子育て支援事業が実施されるようになっている。

保育所においても障害児保育、延長保育、夜間保育、特別な配慮を必要とする子どもや保護者への対応など入所児童の多様な保育ニーズへの対応が求められてきた。それに加えて近年では、保育所保育指針²⁾（2008（平成20）年3月改訂）第6章の「保護者に対する支援」として、保育所入所している保護者に対する支援だけでなく、「地域における子育て支援」が明示されている。その中では、「地域の子育ての拠点としての機能」をはたすことが求められており、具体的には「子育て家庭への保育所機能の開放（施設及び設備の開放、体験保育等）」「子育て等に関する相談や援助の実施」「子育て家庭の交流の場の提供および交流の促進」「地域の子育て支援に関する情報の提供」があげられている。

このように子育て支援は多岐にわたっている。中でも子育て相談は、単なる保育の量的拡大ではなく、社会の状況の変化に伴い子育ての質そのものを高めるという点で幼稚園や保育所において近年特に求められているものであると考えられる。たとえば、虐待や子育て困難家庭などに対する地域における子育て支援の意味合いをもつものとしても、子育て相談は機能しうるだろう。

しかし、これに関する研究はまだ少ない³⁾。中でも、当該幼稚園の教員以外の専門家による定期的な相談についての研究はほとんど見受けられない。そこで、本研究においては先行研究をふまえて幼稚園における子育て相談を概括し、一幼稚園における専門家による子

*1 山口福祉文化大学 ライフデザイン学部

育て相談の実践から今後の幼稚園における子育て相談の在り方について考察することを目的とする。

2. 幼稚園における子育て相談

まず、これまでに幼稚園における子育て相談の実態について調査した研究において明らかになっていることについてまとめる⁴⁵⁾。

立石ら（2004）の研究においては幼稚園における子育て支援について、預かり保育、子育て相談、就園前の子育て支援の3つのプログラムの側面から、その実施状況と内容、プログラムに対する園の見解を問う質問紙を作成し、全国の幼稚園の園長を対象に調査を行っている。その中の子育て相談については、調査対象である91園のうち48園が実施しており、およそ半数の園が子育て相談を実施していた。「行っていない」と回答している園においても、「日常的に行っている」「状況に応じて場を設けている」など保護者の日常的な関わりの中かで相談に対応していることが分かっている。さらに丹羽ら（2006）の研究においては調査対象の29園中25園において子育て相談を実施しており、その実施状況の高さが分かる。ただし、実施開始時期は2000年前後が多く、実施開始から10年前後である。

相談利用対象者は「自園児のみ」「未就園児も含む」が多く、相談担当者は「園長・教頭・主任」「園の教諭」など園内の担当者が行っている園が多い。園外の専門家としては「臨床心理士」、国立大学の付属幼稚園等では「必要・要望があるとき大学教員」「地域の民生児童委員」などがあげられている。

相談内容としては「子どもの友達との関係について」、「子どもの身体やこころの発達・くせ等について」「子どものしつけについて」など子どもに関する内容が多い。保護者自身の生き方についての相談や子どもをめぐる夫婦や親せき関係についての相談も見受けられる。

子育て相談の形態と保護者の精神的健康との関連について検討した研究⁴⁶⁾においては、相談に対する肯定的評価が精神的健康の高さと関連すること、相談形態

としては送迎時の立ち話や連絡帳などでの日常対応や園職員による面接と母親同士によるグループ相談を取入れている園において、相談率が高いことが明らかになっている。また、職員面接とグループによる相談、外部の専門家によるコンサルテーションを受けている園は保護者の相談に対する評価が高い。

これらのことより幼稚園における子育て相談は主として自園児の保護者を対象として、連絡ノートなどを通して日常的に行われている様子が見え、このような子育て相談は浸透している状況が見える。

3. 幼稚園における子育て相談の取り組みの実際

3-1 対象園の概要

山口県内の私立幼稚園。園児数168名、教員数12名（2011年5月現在）。子育て支援事業として、預かり保育（17:00まで。5月上旬より17:30まで）、未就園保育（満3歳児以下を対象とした保育。月2回実施。）、園庭開放（6月より月1回実施。）、子育て相談を行っている。また、サッカーや英語、音楽などの課外教室も行っている。

3-2 調査方法

相談担当者および対象園の教員に対するインタビューを行い、子育て相談の取り組みの概要について調査を行った。さらに、子育て相談記録（資料参照）を閲覧し、相談者、当該子どものきょうだい関係、相談内容などについて分類整理した。相談記録の整理においては先行研究を参考にした。

3-3 調査結果

(1) 相談事業実施形態

2005（平成17）年7月から夏休みや冬休み、年度始め、年度末を除くおよそ1カ月に1回程度、幼稚園にて相談希望の有無を文書によって調査し、希望がある場合に実施している。また、幼稚園のホームページ上で「園の取り組み」として「子育て相談日」を設け、在園児のみならず未就園児の相談も受けていることを明示している。

相談担当者は長年にわたり幼稚園に勤務し、附属幼稚園の副園長をつとめた経験をもつ園外の専門家（1名）であり、相談担当初は教育相談センターに勤務し、2007（平成 19）年より大学教員として勤務している。相談を受ける時間の都合上、月 1 回の相談で 5 人までとし、1 人あたりの相談時間はおよそ 30 分程度であった^{註1}。利用料金は無料であった。

(2) 相談件数の推移

2005（平成 17）年 7 月から 2011（平成 23）年 2 月までの相談ケース 64 件を本研究の対象とした。相談件数の年度ごとの推移については表 1 に示すとおりである。年度あたりの相談実施回数は 5～7 回であった。相談事業開始当初から一定のニーズが存在していることが分かる。さらに最近では 1 回あたりの相談件数が増加している。

表 1 年度ごとの相談件数の推移

年度	相談件数	1 回あたりの平均相談件数
2005 年度*	6	2
2006 年度	12	1.71
2007 年度	10	1.67
2008 年度	8	1.14
2009 年度	14	2.8
2010 年度	14	2.33

*2005 年度については 7 月からの実施であり、9 ヶ月間で相談実施回数は 3 回。

(3) 相談者

64 件はすべて当該園に在園している子どもの保護者からの相談である。そのうち、1 件のみが祖母による相談で、63 件について相談者は母親であった。同一対象児についての継続相談者は 10 名であった。

ホームページ等で広報はしているものの未就園児の保護者からの相談はなかった。

(4) 当該子どものきょうだい関係

当該子どものきょうだい関係については、岩藤ら（2007）の研究において、園に子育てに関する悩みをよく相談する群としない群との間で、対象児の出生順位において有意差が認められている。具体的には、対象児がひとりっこと 2 人きょうだいの長子である場合には園に相談する率が高いとされている。そこで本研究においても当該子どもの出生順位を分類し、調査した（表 2）。なお、相談者の相談内容で問題とされている当該子どもは、必ずしも在園児だけではない。そのきょうだい等に関する相談等も受ける場合がある。その場合は、その相談で問題とされている子ども（在園児ではない場合もある）を当該子どもとして、分類している。また、継続して相談を受けている場合、同一対象児が含まれるが、相談ごとにカウントした。

表 2 当該子どものきょうだい数出生順位

きょうだいの数	出生順位	件数	割合
1 人	ひとりっこ	1	1.5%
2 人	長子	27	42.2%
	末子	11	17.2%
3 人	長子	3	4.7%
	第二子	5	7.8%
	末子	0	0.0%
不明		17	26.6%

記録にきょうだい関係が未記入の場合があり、不明が多いが、2 人きょうだいの長子にかかわる相談が多いことが分かる。

(5) 相談内容

相談内容の分類にあたっては先行研究⁷⁾を参考にした上で、必要と思われる項目を付加し、分類した。項目の分類とその分類ごとの相談件数は表 3 のとおりである。相談内容にあげた例は実際に対象園で相談された例であり、分類項目にはあるが実際の相談としてはあげられなかったものについては一般的に想定される相談例をあげている。1 件の相談で複数の内容について

て相談している場合は、複数の相談内容に分類したため、合計件数は64件を超えている。

主として、「基本的な生活習慣に関すること」「発達に関すること」など子ども自身の育ちについての比較的日常的な相談が多い。しかしながら、親自身の悩みや家族関係などに関わることも、また発達の中でも「発達障がいに関すること」などが相談内容として比較的多

くあがっている。

さらに、当該子どもの出生順位と相談内容との間に関係性があるかどうかについてまとめた（表4）。長子においては「育児方法」についての相談が多いが第二子のこととしてはそのような相談があがってきていない。

表3 子育て相談内容の分類と相談件数

分類項目		相談内容例	相談件数	合計
基本的な生活習慣	睡眠	・寝つきが悪い ・夜泣きが激しい	2	8
	食事	・偏食	1	
	排泄	・一人でできない ・夜紙おむつが外せない	3	
	その他	・動作が遅い ・着替えが遅い	2	
発育・発達	歩行	・おすわりができない ・歩行の遅れ	0	25
	身体の発育	・首のすわりが遅い ・体重がふえない	0	
	言葉	・言葉の遅れ ・どもり ・言葉づかいが悪い	4	
	社会性	・母親から離れて遊べない ・友達と遊べない	4	
	性格	・乱暴 ・我が強い	7	
	くせ	・指しゃぶり	1	
	発達全般の遅れ・ 発達障がい	・広汎性発達障がいかもしれないと言われた	7	
	その他	・小学校へあがるにあたって気をつけること	2	
生活環境	親自身 ・夫婦関係	・離婚 ・父親の育児態度 ・母親自身がストレスフル	8	20
	きょうだい関係	・きょうだい喧嘩がひどい	2	
	その他家族関係	・祖父母と母親との不和	1	
	友達関係	・幼稚園にいきたがらない ・女の子をたたく	7	
	近隣・地域	・ご近所との付き合い方 ・他の母から子どものことを悪く言われる	2	
育児方法	健康	・薄着 ・日光浴	0	11
	しつけ・教育	・注意の仕方が分からない ・習い事に行きたがらない ・言うことをきかない	11	
その他		・これまでの相談のお礼 ・特に相談はないが、自分の視野を広げたい ・兄（小学生）の登校拒否	3	3

表4 当該子どもの出生順位と相談内容

	基本的 生活習慣	発育・発達	生活環境	育児方法	その他	合計
長子	2	9	10	9	1	31
第二子	1	9	6	0	0	16
ひとりっこ	0	0	0	0	1	1
不明	5	7	4	2	1	19

(6) 相談への対応

相談においては相談者の気持ちを受けとめながら、子どもの育ちを長年にわたり見ているという専門的な立場から必要な助言を行っている。相談対応者のインタビューの中では、「誰かに相談して『また明日からがんばろう！』と思ってほしい。」と述べられている。保護者自身がほっとできる、安心できるような対応を心がけている様子がうかがえる。その上で、たとえばきょうだい関係からくる子どものわがままや甘えについての相談に対しては、「なるべくきょうだいを比較しない。その子だけのための時間を作る。」など具体的な助言を行っている。

発達障がいなどが疑われるケースにおいては具体的な専門機関等を紹介するなどしている。その一方で専門機関まかせにするのではなく、「障がいを受け入れることができない。」といった母親の不安に寄り添い、継続した相談を行っているケースが多い。特に小学校に上がる前の時期の相談では、小学校にあがってからのことについての対応や友達関係、周囲に理解してもらえるかといった不安が語られることが多い。小学校などの対応や様々な社会資源を知っている専門家だからこそできる助言も多いことが分かった。

相談に先だって園の先生から子どもや保護者の様子について簡単な説明を受けており、相談後には相談内容や助言等の内容について、相談対応者から簡単に説明を行い、相談記録用紙に記入をしている。このような対応を通して、園における子どもの様子その後の子

どもや保護者の様子などまでフォローすることが可能になっている。

3-4 考察

対象園の相談の特徴の一つは「専門家による定期的な子育て相談」である。相談件数は時間的制約等もある中で、年月を経るごとに比較的多くの相談をうけるようになってきているといえる。これは、相談事業の定着とともに保護者の口コミ等による評価が影響を与えていると考えられる。相談の当該子どものきょうだい関係については先行研究と同様、2人きょうだいの長子に関する相談が多い。やはり初めての子どもでどのように育ててよいか分からないといった部分が大きいであろう。ひとりっこについてはきょうだい関係の欄が未記入のため「不明」とされている相談の中に、ひとりっこのために未記入の場合も含まれていると考えられるため、正確なデータをとることが難しかった。そのため相談内容の記録の中で「ひとりっこ」と明示されているもののみをカウントしている。兄弟関係が「不明」のものの中に「ひとりっこ」が相当数含まれていると仮定すると、先行研究とかわらない結果であるといえよう。

相談の内容としては先行研究でも明らかになっている全国的な調査とそれほど変わらないが、特徴的であるのは、「発育・発達」に関する相談の「発達全般の遅れ・発達障がい」についての相談が多い点である。これは近年、発達障がいに関する保護者の知識や意識が高まっている点、専門家による相談であるということ

による可能性などが考えられる。また本研究において、当該子どもの出生順位と相談内容との関係についてまとめた。出生順位によって相談内容が変化すると考えたためである。実際に、「育児方法」については長子と第二子との間で相談数に差があることが明らかになった。これは、子どもを一人育てて母親自身の中で子育ての経験が積まれたことで、育児方法についてはそれほど悩まなくてよいと考えられているということかもしれない。

最後に、本研究で対象とした園における大きな特徴の一つである「専門家による子育て相談」の利点という点から考えてみたい。幼稚園における相談活動の利点は子どもの様子を通して日常的に保護者と相談できる関係を作ることができる点にある。専門家による子育て相談の多くは、月に数回程度の相談であり、日常的な相談関係を築くことは難しい。しかしながら、保護者のニーズとしては幼稚園の教員は子どもをみてもらっているという点において、利害のある人間関係であると感じている場合も少なくない。その点、利害関係のない第三者である専門家が幼稚園で相談に対応するという状況は、相談者にとってよい影響を与えると推察される。また、他の相談機関よりも幼稚園という身近で相談しやすい場所において相談ができることが、相談への敷居を低くしている可能性がある。これも専門家による幼稚園での相談の利点の一つといえよう。

さらには、専門家による相談という点で相談内容が日常的な教員による相談と異なっている可能性が示唆された。これについては今後さらなる研究が必要であろう。

4. 実践からみえてくる今後の展望

「専門家による子育て相談」の取り組みとしては、大阪府私立幼稚園連盟におけるキンダーカウンセリング事業があげられる。これは、2003（平成15）年からそれまでいくつかの園で行ってきた試験的な取り組みをもとにして、子育て支援の一環として行っているも

のであり、カウンセラーは主として臨床心理士である。役割としては保護者支援、保育者への支援、子ども支援が考えられる。また、カウンセリングの効果をあげるための留意点として「カウンセリングの有効性を保護者や保育者にアピールする。」「カウンセリングの方法に幅をもたせる。」「守秘義務も時には柔軟にとらえる。」ということが指摘されている⁸⁾。これらは、本研究において対象とした園における実践においても、子育て支援の観点から重要であると認められる点である。

まず、「カウンセリングの有効性を保護者や保育者にアピールする。」ということについては言うまでもないことであるが、せつかくの事業も利用者がいなければ始まらないことである。

次に、カウンセリングの方法については、いわゆる「相談者の話を聴き、その人なりの解決を支援する」ということに徹するだけでなく、時には子育ての先輩として、専門家としての助言を与えるという必要性があることを指摘したものである。これは、幼稚園における子育て相談が、いわゆる専門家による特別な相談という意味合いだけではなく、昔は隣近所や祖父母などから教えてもらっていた子育ての知恵を伝承するという意味合いを含むものであると考えると、妥当な対応であると考えられる。幼稚園が地縁・血縁によるネットワークの代替としての役割を期待されている部分がある。

最後に守秘義務の問題については、無論、むやみやたらに外部に相談内容をもらすことは避けなければならない。しかし相談を共有し、日々の園での対応にいかしたり、相談後の子どもや保護者の様子をフォローすることは大切なことである。その場合、園全体で守秘義務を負うという姿勢が必要であろう。

専門家による子育て相談は、幼稚園にとっての利用効果もあると考えられる。第三者が園内に入るということは園の風通しをよくし、日ごろの保育や保護者との関係について見直すきっかけとなる。保護者に対しては「開かれた園」であるというアピールにもなる。

また、子どもをめぐって保護者と教員という二者関係ではなく、直接的な利害のない第三者が入ることで、教員が同様の助言をした場合に比べて、保護者も少し客観的に話を聴いてもらえて受け入れてもらえた上で助言をされているといった満足感が得られやすいということも考えられる。

今後は、保護者や幼稚園教員にとって専門家による子育て相談がどのような意味を持っているのかについて研究を行うことが重要であろう。その際には専門家によるコンサルテーションの実際と利点についてもとりあげていく必要がある。また、専門家とひとくくりにするのではなく、相談対応者のどのような属性が、相談において良い影響を与えるかなどきめ細かくみていく必要がある。このような研究により、子育て相談事業の質を高めることができると考える。

【謝辞】

本研究にあたって、相談記録の提供などに協力していただいた園長先生をはじめ、園の教職員の皆様に感謝します。また、山口福祉文化大学の国広勝代教授には、調査対象園の紹介などにおいてご助言、ご尽力をいただきました。記して感謝申し上げます。

【註】

註1 相談希望者が多数の場合は、初回相談者を優先するようあらかじめ対応者と協議の上、園側で調整を行う。

【引用・参考文献】

- 1) 文部科学省；幼稚園教育要領
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/you/
- 2) 厚生労働省；保育所保育指針
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku04/pdf/hoiku04a.pdf>
- 3) 宮本知子・藤崎春代；わが国の保育所・幼稚園における子育て支援の実践および実践研究の動向，昭和女子大学生活心理研究所紀要，13，127-133，2011
- 4) 立石陽子・安藤智子・岩藤裕美・丹羽さかの・金丸智美・荒牧美佐子・堀越紀香・砂上史子・無藤隆；幼稚園における子育て支援の実態調査，お茶の水女子大学子ども発達教育研究センター紀要，2，27-37，2004
- 5) 丹羽さかの・安藤智子・岩藤裕美・立石陽子・荒牧美佐子・砂上史子・堀越紀香・無藤隆；幼稚園における子育て支援の実態調査(2) (2005年調査)，お茶の水女子大学子ども発達教育研究センター紀要，3，17-29，2006
- 6) 岩藤裕美・立石陽子・安藤智子・荒牧美佐子・丹羽さかの・砂上史子・堀越紀香・無藤隆；幼稚園における子育て支援 一幼稚園における「子育て相談」の形態と保護者の精神的健康との関連から一，お茶の水女子大学子ども発達教育研究センター紀要，4，27-34，2007
- 7) 天田邦子・佐藤利佳子；保育の場における子育て相談の課題，児童文化研究所所報，24，1-14，2002
- 8) 安家周一・邨橋雅広・菅野信夫・辻河優；大阪府私立幼稚園連盟におけるキンダーカウンセリング事業の利用効果，日本保育学会大会研究論文集，57，676-677，2004